

# 日本ランキング規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

本規則は、フット・オリエンテーリングにおける日本ランキングについて、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第4条（3）の規定に基づき、制定されたものである。

## 1.目的

日本ランキングは、以下の目的で実施する。

- オリエンテーリング大会の競技結果から各競技者の実力を評価することにより、競技者の意識高揚、動機付け、ひいては技術向上に資すること
- 全日本オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンス競技部門、ロングディスタンス競技部門およびスプリント競技部門の選手権クラス（Eクラス）の出場資格付与のための基礎資料とすること

## 2.ランキングの種別

3項に示すランキング対象大会終了ごとに、主催者が公開した記録をもとに日本オリエンテーリング協会全日本委員会が点数を算出し、

- フォレスト競技・スプリント競技の2種目
- エリート・年齢別の2カテゴリ

以上2項目2種類ずつの組み合わせにより、計4種類のランキングを作成する。

さらに各ランキングに性別によって「総合（性別不問）」および「女子のみ」のランキングに分割し、公表する。また年齢別ランキングにおいては、さらに以下の年齢層ごとに分割し、公表する。各年齢は年度末時点の年齢で判定する。

<年齢別ランキングにおける区分年齢>

- 13～15歳
- 16～18歳
- 19～20歳
- 21～25歳
- 26～30歳
- （以下、5歳刻みで対象者が居る限り）

エリートランキングについては、さらに集計期間によって、「最新」ランキングと、「全日本大会エリート権取得判定用（通称 RoadTo20XX）」ランキングを公表する。

「最新」ランキングについては最新のランキング対象大会から過去 365 日間を集計期間とし、「RoadTo20XX」ランキングについては各競技種目における 20XX 年度全日本大会開催日から 58 日遡った日以前、その前年度全日本大会開催日から 58 日遡った日以降が集計期間となる。  
※20XX にはそれぞれの開催年度を当てはめる。

### 3. 対象大会・クラス

#### 3.1 フォレスト競技

フォレスト競技ランキングの対象大会およびクラスは以下の基準に従い、全日本委員会が指定・公表する。

大会種別	ランク	エリートランキング 対象クラス	年齢別ランキング 対象クラス
全日本大会 (ミドルおよびロング)	A	M21E, W21E, M21A, W21A	全ての E クラスおよび A クラス
公認 F 大会	B	M21A・W21A	全ての A クラス
日本学生オリエンテーリング選手 権大会 (ミドルおよびロング)	B	ME・WE・一般男女 最上位クラス・併設 大会最上位クラス	(同左)
ランキング対象大会 (フォレスト)	N	M21A・W21A もしくは それ相当のクラス	すべての A クラスも しくはそれ相当のク ラス

#### 3.2 スプリント競技

スプリント競技の対象大会およびクラスは以下の基準に従い、スプリント委員会が指定・公表する。

大会種別	ランク	エリートランキング 対象クラス	年齢別ランキング 対象クラス
全日本大会 (スプリント)	A	ME, WE (※), M21A, W21A	全ての E クラスおよび A クラス
公認 S 大会	B	M21A・W21A	全ての A クラス
日本学生オリエンテーリング選 手権大会 (スプリント)	B	ME, WE の決勝・一般男 女最上位クラス・併設大 会最上位クラス	(同左)
ランキング対象大会 (スプリン ト)	N	M21A・W21A もしくは それ相当のクラス	すべての A クラスも しくはそれ相当のク ラス

※全日本大会 (スプリント) において、予選・決勝方式の場合は予選・決勝でそれぞれ評価点を算出し、高い方を全日本大会の評価点とする

## 4.算出方法

各ランキングの集計期間内において、点数の良い方から3つの大会の獲得点[=Rp]の合計で順位付けを行う。

ただし、2025年3月31日以前発行の最新ランキングとRoadTo2024以前の全日本大会エリート権取得判定用ランキングにおいては、女子ランキングは点数の良い方から2つの大会の獲得点の合計で順位付けを行う。

ここで、競技者登録を行っておらず、かつ、IOF-Eventorにおいて日本以外の国籍で登録している選手については、順位付けの対象外とする。

### 4.1 獲得点の算出方法

対象クラスにおいて順位が付いた選手全員について、評価点[=Bp]を与える。

評価点[Bp]に対し、対象大会のランクに応じて下記の加算を行う。

- ランク A : 40 点
- ランク B : 30 点
- ランク N : 0 点

評価点[Bp]に対して加算を行った点数が、獲得点[Rp]となる。ただし、順位の付かなかった選手には獲得点・評価点ともに付与しない。

### 4.2 評価点の算出方法

#### 4.2.1 仮評価点の算出

各大会各クラスにおいて、優勝者の点数を2000点とおき、以下の式に従って仮評価点[=Tbp]を算出する。

$$Tbp = 2000 + 1000 \times \ln(\text{優勝者タイム}/\text{該当選手タイム})$$

※lnは自然対数

#### 4.2.2 評価点の算出

ここで、ある選手が、大会日からその大会を除いて過去365日間で獲得した評価点の平均を実力評価値[=Abp]とおく。

順位の付いた選手のうち、その時点での実力評価値[Abp]を持っている選手の集団[X]を考え、その構成人数をNとおく。※N=0の場合、算出不可として獲得点・評価点ともに付与されない。

この集団Xについて、目的変数(y軸)を仮評価点[Tbp]、説明変数(x軸)を実力評価値[Abp]とした、回帰分析を行い、その回帰直線を考える。ただし、単回帰分析ではなく、各選手に対して $2^{(Abp/200)}$ の重みを付けた、「重み付け回帰分析」を採用する。

N ≥ 2のとき、この回帰直線[RL]の傾き（回帰係数）がS、相関係数をCcとすると、補正傾き[=As]を以下のように算出する。

(i)  $N = 1$  のとき、 $As = 1$

(ii)  $N > 1$ かつ  $S > 1$  のとき、 $As = S$

(iii)  $N > 1$ かつ  $S \leq 1$  のとき、 $As = 1 - \max(0, \frac{Cc - S}{2}) \times \frac{\min(N, 20)}{20}$

※ $\min(p, q)$ は  $p$  と  $q$  のうちいずれか小さい方を表す

※ $\max(p, q)$ は  $p$  と  $q$  のうちいずれか大きい方を表す

また、集団[X]内での Abp の重み付け平均値を Gabp, Tbp の重み付け平均値を Gtbp とおく。  
このとき各選手の評価点[Bp]は、その選手の仮評価点[Tbp]と上記算出値から、

$$Bp = (Tbp - Gtbp)/As + Gabp$$

として算出する。

#### 4.2.3 異常点の補正

ここで、集団 X の全選手のうち、以下のいずれにも当てはまる選手がいた場合、その選手を計算除外とし、未出走や失格と同様に評価点を付与しないものとする。

- スプリントで  $Bp - Abp < -400$ 、フォレストで  $Bp - Abp < -500$  である
- $Abp$  の算出に際して集計された期間中、2 大会以上で評価点を獲得している。

さらに、当該選手を除外した上で改めて上記の計算を実施し、各選手の評価点を算出する。

## 5. 規則の見直し

本規則の変更がエリート権取得者の決定に影響を及ぼす可能性がある場合、次年度の全日本大会エリート出場資格取得に関わる対象大会の開催日より施行する。

## 6. 附則

[初版 令和 3 年 6 月 5 日制定] 本規則が対象とする大会は令和 2 年 11 月 20 日以降とする。

[第 2 版 令和 3 年 8 月 29 日改正、9 月 17 日施行] 施行日以前の大会に対しても本規則を用いて再計算を行う。ただし、「5. 規則の見直し」に従い、2021 年度全日本大会（ミドル及びロング）のエリート権は初版をもとにしたランキングをもとに付与する。

[第 3 版 令和 4 年 2 月 27 日改正、4 月 1 日施行] スプリント競技および年齢別ランキングを追加。エリートランキングについての計算式の変更がないため、再計算は行わない。

[第 4 版 令和 4 年 8 月 27 日改正、9 月 1 日施行] 2022 年 9 月 1 日以降の大会に対して本規則を用いた計算式を適用する。それ以前の大会に対して再計算を行わない。

[第 5 版 令和 4 年 12 月 7 日改正、令和 5 年 1 月 1 日施行] 2023 年度全日本大会（ミドル、ロング、スプリント）よりランク A の大会に関しての加点を変更する。

[第 6 版 令和 5 年 2 月 23 日改正、同日施行] 改正日以降の大会に対して本規則を適用する。た

だし、2023年度の全日本大会のみ、第5版を一部踏襲し、「「Road to 2023」は2023年度全日本大会開催日から58日遡った日以前、その前年度全日本大会開催日から37日遡った日以降を集計期間」とする。

[第7版令和5年9月18日改正、同日施行] 改正日以降の大会に対して本規則を適用する。

[第8版令和5年12月16日改正、同日施行] 改正日以降の大会に対して本規則を適用する。

[第9版令和6年5月18日改正、同日施行] 改正日以後に開催された大会について本規則を適用する。